

太田市養護老人ホーム施設の管理に関する年度協定書

太田市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、令和 年 月 日に締結した太田市養護老人ホーム施設の管理に関する基本協定（以下「基本協定」という。）に基づき、太田市養護老人ホーム施設の管理に関する年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、太田市養護老人ホームの管理業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とするものである。

（令和 年度の業務内容）

第2条 甲及び乙は、令和 年度の業務内容は、仕様書に定めるとおりであることを確認する。

（令和 年度の指定管理料）

第3条 甲は、本業務の実施の対価として、当該年度の指定管理料金 円を支払うものとする。

2 第1項の指定管理料は、前払いにより年4回に分けて支払うものとし、乙の請求に基づき、請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

（疑義等の決定）

第4条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとする。基本協定に定めのない事項については、甲と乙との協議の上、これを定めるものとする。

令和 年 月 日

甲 太田市浜町2番35号
太田市長 穂積 昌信

乙